

令和7年度入間市こどもの居場所運営事業 募集要領

1. 目 的

本事業は、本市の目指す「元気な子どもが育つまち」の実現を目指し、こどもの主体性が尊重され、安心して過ごすことができる「こどもの居場所」について市内で活動する団体に委託し、「関係性の貧困」に陥らず異年齢同士の交流や多様な体験を得る場を創出することで、こどもの自己有用感や社会性を育むことを目的とする。

2. 件名 入間市こどもの居場所運営事業

3. 募集期間

令和7年7月16日(水)から令和7年7月31日(木)17時まで

4. 業務期間

契約日から令和8年2月28日まで

5. 受託候補者の要件

次の要件を満たす団体について、募集の対象とする

- (1) 入間市内で活動し、企画する事業が実施できる知識・技量及び経験を持っていること
- (2) 宗教活動、政治活動や営利行為を主たる目的とする団体ではないこと
- (3) 事業に関わる各種書類の作成・提出及び修正を、全て受託候補者の責任において自ら実施できる団体であること

6. 企画案の選考

応募した事業者が予定数（令和7年度は7団体）を超えた場合は、こどもの居場所運営事業計画書の内容により選考する。

また、応募者数に関わらず申込書類を精査し、必要に応じて補足説明等の提出を依頼し決定する。

なお、選考にあたっては、公益性、企画力、先進性、実現可能性、将来性、予算の妥当性、協働姿勢等の視点から評価を行い、事業の継続性や将来性を踏まえ、総合的に判断する。

7. 募集内容

こどもの居場所事業の企画の詳細は下記のとおりとする。

(1) 事業内容

次の要件を満たす居場所事業であること

- ① 大人がこどもを預ける場ではなく、こどもが自主的に参加する事業であること
- ② 工作体験や調理体験など、何らかの体験ができる場であるとともに、こども同士の交流が図れる場とすること

③業務実施中はスタッフが常駐し、こどもとの交流を図る場とすること

④原則として事前申込制ではなく、こどもが当日でも参加できること

(2) 対象者

①入間市在住・在学の小学生以上のこどもを対象とすること

②団体所属会員などの特定のこどもに限らず、広くこどもが参加出来る事業であること

(3) 会場

原則、安全に留意された市内公共施設等を利用することとし、下記の点について配慮する。

①無料もしくは安価な使用料で利用出来る場所であること

②こどもが参加しやすい場所にあること

③会場は原則として受託者が自ら予約すること

(4) 委託料及び事業費

①委託料は、1 団体につき原則 49,500 円（消費税 4,500 円を含む）以内とする

②事業費は委託料と参加費収入、団体の自主財源を基本とする

③参加費の設定については、無料またはこどもが参加しやすい価格とする

(5) 実施回数

業務期間中に、2 回以上実施すること

8. 申込書類

申込みにあたっては、本要領を踏まえて下記の書類を作成し、期限内に提出すること（郵送・メール可・必着）。

(1) こどもの居場所運営事業申込書 (様式 1)

(2) こどもの居場所運営事業計画書 (様式 2)

(3) こどもの居場所運営事業収支見積書 (様式 3)

(4) 団体概要書 (様式 4)

9. 留意事項

(1) 事業実施上の留意事項等

①必要に応じ、市と連絡を取るなどして事業を実施すること

②委託事業実施中の参加希望者等からの問い合わせ及びその回答は受託者が行うこと

③事業がこどもにとってより有意義なものとなるよう、時期や内容、場所等を調整する場
合があること

④委託料の支払時期は、原則、委託期間終了後とする。

⑤事業終了後、すみやかに終了報告書（様式 6）、事業収支決算書（様式 7）を提出すること。

なお、委託料を複数回に分けて支払う場合は、支払時期に合わせてこどもの居場所運営事
業中間報告書（様式 5）を提出すること

(2) 参加者の取り扱い

①参加を希望するこどもは全て受け入れることを基本とすること

②身体及び心理的障害のある児童の参加に当たっては、合理的な配慮を欠かさないこと

③参加者の取り扱いは公平、公正であること

④参加者に対して、受託者が実施する他の事業への参加を強要しないこと

⑤受託者の関係者（会員・家族等）が当該事業に応募しないこと

（３）個人情報の取り扱い

事業を実施するために集めた個人情報は、個人情報保護法の趣旨に沿って運用し、他の用途に使用しないこと

（４）守秘義務について

事業を実施するにあたって知り得た個人の情報については、守秘義務を遵守すること

（５）安全上の配慮

①居場所事業の運営を通して、参加者の事故やケガ等を防ぐため、想定されるリスクの洗い出しや対策を行い、緊急時の対応についても団体で取り決めておくこと

②調理体験や食事を伴う場合は、衛生面に充分配慮し、参加者のアレルギーの把握と対応を行うこと

10. 契 約

契約に関する手続きは、「入間市契約規則」及び「入間市業務委託契約約款」「入間市小規模工事等指名委員会要綱」に従って行うこととする。